実地指導基準【指定小規模多機能型居宅介護】

令和5年度

| Ⅰ 運営に関 | 関する事項 | | | | |
|--------|---------------------------------|--|------|---------------|--|
| | | 確認項目 | 基準 | 解釈通知 | 確認書類等 |
| 1 基本方針 | 基本方針 | ・ 指定小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、 若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等 の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅にお いて自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか | | 第3の四の1 | |
| | 介護保険関連情報の活 用とPDCAサイクルの 推進 | ・ 指定地域密着型サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めているか | | 第3の一の 4(1) | |
| 2 人員 | 従業者の員数 | ・ 事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっているか (1) 介護従業者 夜間及び深夜の時間帯以外の従事者の員数 ・通いサービスの提供に当たる者を通いサービスの登録者数が3又はその端数を増すごとに常勤換算で1以上 ・訪問サービスの提供に当たる者を常勤換算で1以上 夜間及び深夜の時間帯を通じてサービスを提供する従事者の員数 ・夜間及び深夜の勤務に当たる者を1以上 ・宿直勤務に当たる者を必要な数以上 (2) 介護支援専門員 居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を配置しているか ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、他の職務等に従事することができる ・介護従業者のうち1以上の者は、常勤か ・介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師か ・宿泊サービスの利用者がいない場合でも、宿直又は夜勤従業者を配置しているか配置していない場合は、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するための必要な連絡体制を整備しているか ・介護支援専門員は必要な研修を修了しているか | 第63条 | 第3の四の2 (1) | ・勤務実績表/タイムカード ・従業者の勤務体制及び勤務形態 一覧表 ・従業者の資格証 ・研修を修了したことがわかるもの |
| | 管理者 | ・管理者は常勤専従か・他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か・管理者は必要な経験を有する者かまた、必要な研修を受けているか | 第64条 | 第3の四の2 (2) | ・管理者の雇用形態が分かる文書 ・管理者の勤務実績表/タイム カード ・研修を修了したことがわかるも の |
| | 代表者 | ・ 代表者は必要な経験を有する者かまた、必要な研修を受けているか | 第65条 | 第3の四の2 (3) | 経歴がわかる書類研修を修了したことがわかるもの |

| 3 設備 | 登録定員及び利用定員 | ・ 登録定員は29名(サテライト事業所にあたっては18名)以下となっているか 第66条 | 第3の四の3 | ・運営規程 |
|------|------------|---|--------|-----------------|
| | | ・ 通いサービス、宿泊サービスの利用定員は適切か | (1) | ・登録者数等がわかる書類 |
| | 設備及び備品 | ・ 居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居 第67条 | 第3の四の3 | ・平面図 |
| | | 宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか | (2) | |
| | | ・ 設備は、専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものになっているか | | |
| 4 運営 | 内容及び手続の説明及 | ・ 指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、勤務の体 第3条の7 | 第3の一の4 | ・重要事項説明書(利用申込者又 |
| | び同意 | 制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当 | (2) | は家族の同意があったことがわか |
| | | 該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか | | るもの) |
| | | | | ・利用契約書 |
| | 提供拒否の禁止 | ・ 正当な理由なく指定小規模多機能型居宅介護の提供を拒んではいないか 第3条の8 | 第3の一の4 | ・利用申込受付簿 |
| | | | (3) | |
| | サービス提供困難時の | ・ 利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、居宅介護支援事業者への連 第3条の9 | 第3の一の4 | ・居宅介護支援事業者へ連絡した |
| | 対応 | 絡、適当な他の指定小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか | (4) | ことがわかる書類等 |
| | | | | ・サービス提供依頼書等 |
| | 受給資格等の確認 | ・ 利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめて 第3条の10 | 第3の一の4 | ・介護保険番号、有効期限等を確 |
| | | いるか | (5) | 認している記録等 |
| | | ・ 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定小規模多機能型居 | | |
| | | 宅介護を提供するよう努めているか | | |
| | 要介護認定の申請に係 | ・ 要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか 第3条の11 | 第3の一の4 | ・利用者に係る記録 |
| | る援助 | ・ 要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされ | (6) | |
| | | るよう、必要な援助を行っているか | | |
| | 心身の状況等の把握 | ・ サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉 第68条 | 第3の四の4 | ・サービス担当者会議の記録 |
| | | サービスの利用状況等の把握に努めているか | (1) | |
| | 居宅サービス事業者等 | ・ 居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか 第69条 | 第3の四の4 | ・利用者に関する記録 |
| | との連携 | ・ 主治の医師との密接な連携に努めているか | (2) | ・サービス担当者会議の記録等 |
| | | ・ 指定小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うととも | | |
| | | に、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供す | | |
| | | る者との密接な連携に努めているか | | |
| | 身分を証する書類の携 | ・ 訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求め 第70条 | 第3の四の4 | ・業務マニュアル |
| | 行 | られたときは、これを提示すべき旨を指導しているか | (3) | ・身分を証明する書類 |
| | サービスの提供の記録 | ・ サービスの提供日及び内容、当該指定小規模多機能型居宅介護について法第42条の2第6項の規定により利用 第3条の18 | 第3の一の4 | ・小規模多機能型居宅介護計画書 |
| | | 者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記 | (12) | ・サービス提供記録 |
| | | 載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか | | ・業務日誌 |
| | | ・・提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その | | ・送迎記録 |
| | | 他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか | | |

| 利用料等の受領 | ・ 法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、利用者から利用料の一部とし | 第71条 | 第3の四の4 | ・請求書 |
|------------|---|--------------|--------|---------------------------------|
| | て、当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる地 | j | (4) | ・領収書 |
| | 域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか | | | |
| | ・ 法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料 | ł | | |
| | の額と指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じな | : | | |
| | いようにしているか | | | |
| | ・ 下記のサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用につ | , | | |
| | いて説明を行い、同意を得ているか | | | |
| | ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 | | | |
| | ② 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、そ | | | |
| | れに要した交通費の額 | | | |
| | ③ 食事の提供に要する費用 | | | |
| | ④ 宿泊に要する費用 | | | |
| | ⑤ おむつ代 | | | |
| | ⑥ その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適 | | | |
| | 当と認められる費用(別に厚生労働大臣が定めるところ(平12老企54)による) | | | |
| | ・ 法第42条の2第9項により、指定小規模多機能型居宅介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その | | | |
| | 支払を受ける際、支払をした利用者に対し、領収書を交付しているか | | | |
| | ・ 法第42条の2第2項及び施行規則第65条の5により、領収書に、利用者から支払を受けた費用の額及びその他 | | | |
| | の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載してい | | | |
| | るか | | | |
| 保険給付の請求のため | ・ 法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した | 第3条の20 | 第3の一の4 | ・サービス提供証明書控(介護給 |
| の証明書の交付 | 指定小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利 | J | (14) | 付費明細書代用可) |
| | 用者に交付しているか | | | |
| | ・ 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか | 第72条 | _ | 小規模多機能型居宅介護計画 |
| 基本的取扱方針 | 利用自の女力長状态の程態人体心情の例正に負するよう、この自然と放走し、計画的に同うこのもの | ×1 1 | | |
| 基本的取扱方針 | ・ 自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っ | 7,5 1 - 2,11 | | |

| 具体的取扱方針 | 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとなっているか 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとなっているか | | 第3の四の4 (5) | ・小規模多機能型居宅介護計画・(身体拘束がある場合)利用者の記録、家族への確認書 |
|--------------------------------|---|------|----------------|--|
| | 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとなっているか サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等に | | | |
| | ついて、理解しやすいように説明を行うものとなっているか ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないか ・ やむを得ず身体的拘束等をしている場合、家族等に確認をしているか | | | |
| | また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない 理由を記録しているか ・ 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いてないか ・ 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守 | | | |
| 居宅サービス計画の作成 | り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しているか ・ 介護支援専門員が、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当しているか ・ 居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準(平11省令38)第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとなっているか | 第74条 | 第3の四の4 (6) | ・居宅サービス計画・サービス担当者会議の記録・支援経過記録等・アセスメントシート・モニタリングシート |
| 法定代理受領サービスに係る報告 | 毎月、西東京市に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しているか | 第75条 | 第3の四の4 (7) | ・給付管理票 |
| 利用者に対する居宅 サービス計画等の書類 の交付 | ・ 他の指定小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか | 第76条 | 第3の四の4 (8) | ・利用者に関する記録 |
| | 介護支援専門員が、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当しているか 計画の作成に当たっては、利用者の多様な活動の確保に努めているか 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成しているかまた当該計画に従って、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行なっ 利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか 利用者に交付しているか 計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っているか。 変更にあたっては、基準第77条第2項から第5項に従って行っているか | 第77条 | 第3の四の4 (9) | ・居宅サービス計画 ・小規模多機能型居宅介護計画 (利用者又は家族の同意があったことがわかるもの) ・アセスメントシート ・モニタリングシート ・サービス提供記録 |
| 介護等 | 適切な技術をもって行われているか介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか利用者の食事その他の家事等は、利用者と介護従業者が共同で行うよう努めているか | 第78条 | 第3の四の4 (10) | ・サービス提供記録・業務日誌 |

| 社会生活上の便宜の提 | ・ 利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めているか | 第79条 | 第3の四の4 | ・利用者に関する記録 |
|------------|--|--------|--------|-----------------|
| 供等 | ・ 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者の同意を得て、代行しているか | | (11) | ・業務日誌 |
| | ・ 家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか | | | |
| 利用者に関する市町村 | ・ 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を西東京市に通知しているか | 第3条の26 | 第3の一の4 | ・西東京市に送付した通知に係る |
| への通知 | (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程 | | (18) | 記録 |
| | 度を増進させたと認められるとき | | | |
| | (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき | | | |
| 緊急時等の対応 | ・ 緊急時対応マニュアル等が整備されているか | 第80条 | 第3の四の4 | ・緊急時対応マニュアル |
| | ・ 指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、 | | (12) | ・サービス提供記録 |
| | 速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか | | | |
| 管理者の責務 | ・ 従業者の管理及び指定小規模多機能型居宅介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理 | 第28条 | 第3の二の二 | |
| | を一元的に行っているか | | の3(4) | |
| | ・ 従業者に基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか | | | |
| 運営規程 | ・ 運営における以下の重要事項について定めているか | 第81条 | 第3の四の4 | ・運営規程 |
| | (1) 事業の目的及び運営の方針 | | (13) | |
| | (2) 従業者の職種、員数及び職務内容 | | | |
| | (3) 営業日及び営業時間 | | | |
| | (4) 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 | | | |
| | (5) 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 | | | |
| | (6) 通常の事業の実施地域 | | | |
| | (7) サービス利用に当たっての留意事項 | | | |
| | (8) 緊急時等における対応方法 | | | |
| | (9) 非常災害対策 | | | |
| | (10) 虐待の防止のための措置に関する事項(※) | | | |
| | (11) その他運営に関する重要事項 | | | |
| 勧務体制の確保等 | ・ 事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか | 第30条 | 第3の二の二 | ・雇用の形態(常勤・非常勤)だ |
| | ・ 当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか | | の3(6) | わかる文書 |
| | ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない | | | ・研修計画、実施記録 |
| | ・ 従業者の資質向上のために研修の機会を確保しているか | | | ・勤務実績表(勤務実績が確認で |
| | その際、資格を有さない従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じて | | | きるもの) |
| | いるか(※) | | | ・方針、相談記録 |
| | ・ 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置 | | | |
| | を講じているか | | | |
| 定員の遵守 | ・ 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を上回っていないか | 第82条 | 第3の四の4 | ・業務日誌 |
| | | | (14) | ・国保連への請求書控 |

| 業務継続計画の策定等 | ・ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措 | 第3条の30の2 | 第3の四の4 | ・業務継続計画 |
|------------|---|----------|----------------|-----------------|
| (*) | 置を講じているか。 | | (15) | ・研修及び訓練計画、実施記録 |
| | ・ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を実施しているか | | | |
| | ・ 計画の見直しを行っているか | | | |
| 非常災害対策 | ・ 非常災害(火災、風水害、地震等)対応に係るマニュアルがあるか | 第82条の 2 | 第3の四の4 | ・非常災害時対応マニュアル(対 |
| | ・ 非常災害時の連絡網等は用意されているか | | (16) | 応計画) |
| | ・ 防火管理に関する責任者を定めているか | | | ・運営規程 |
| | ・ 避難・救出等の訓練を実施しているか | | | ・避難・救出等訓練の記録 |
| | ・ 運営推進会議を活用し、地域住民との密接な連携体制の確保に努めているか | | | ・通報、連絡体制 |
| | | | | ・消防用設備点検の記録 |
| 衛生管理等 | ・ 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生 | 第33条 | 第3の四の4 | ・感染症及び食中毒の予防及びま |
| | 上必要な措置を講じているか。 | | (17) | ん延の防止のための対策を検討す |
| | ・ 必要に応じて衛生管理について、保健所の助言、指導を求め、密接な連携を保っているか | | | る委員会名簿、委員会の記録 |
| | ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、そ | | | ・感染症及び食中毒の予防及びま |
| | の結果について、従業者に周知徹底を図っているか(※) | | | ん延の防止のための指針 |
| | ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか(※) | | | ・感染症及び食中毒の予防及びま |
| | ・ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか(※) | | | ん延の防止のための研修の記録及 |
| | | | | び訓練の記録 |
| 協力医療機関等 | ・ 協力医療機関を定めているか | 第83条 | 第3の四の4 | ・協力医療機関の協定書等 |
| | ・ 協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか | | (18) | |
| | ・ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか | | | |
| 掲示 | ・ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資する | 第3条の32 | 第3の一の4 | ・掲示物等 |
| | と認められる重要事項を掲示しているか。 | | (25) | |
| 秘密保持等 | ・ 個人情報の利用に当たり、利用者(利用者の情報)及び家族(利用者家族の情報)から同意を得ているか | 第3条の33 | 第3の一の4 | ・個人情報同意書 |
| | ・ 退職者を含む、従業者が利用者の秘密を保持することを誓約しているか | | (26) | ・従業者の秘密保持誓約書 |
| 広告 | ・ 広告は虚偽又は誇大となっていないか | 第3条の34 | _ | ・パンフレット/チラシ |
| 指定居宅介護支援事業 | ・ 利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してい | 第3条の35 | 第3の一の4 | |
| 者に対する利益供与の | ないか | | (27) | |
| 禁止 | | | | |
| 苦情処理 | ・ 苦情を受け付けるための窓口の設置等必要な措置を講じているか | 第3条の36 | 第3の一の4 | ・苦情の受付簿 |
| | ・ 苦情を受け付けた場合には、内容等を記録しているか | | (28) | ・苦情者への対応記録 |
| | ・ 法第23条の規定により西東京市が行う調査に協力するとともに、西東京市から指導又は助言を受けた場合にお | | | ・苦情対応マニュアル |
| | いては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか | | | |
| | ・ 西東京市からの求めがあった場合には、改善の内容を西東京市に報告しているか | | | |
| , , | ・ 国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会か | | | |
| 1 | | I | i | |
| | ら指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか | | | |
| | ら指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか ・ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか | _ | | |
| 調査への協力等 | | | 第3の四の4 | |
| 調査への協力等 | ・ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか | | 第3の四の4 (19) | |

| 地域との連携等 | ・ 運営推進会議を概ね2月に1回以上開催しているか | 第34条 | 第3の二の二 | ・運営推進会議の記録 |
|------------|--|----------|----------|-----------------|
| | ・ 運営推進会議において、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況の報告を行い、評価を受けてい | | の 3 (10) | |
| | るか | | | |
| | ・ 運営推進会議で挙がった要望や助言が記録されているか | | | |
| | ・ 運営推進会議の会議録が公表されているか | | | |
| 居住機能を担う併設施 | ・ 利用者が施設等へ入所等を希望した場合は、必要な措置を講ずるよう努めているか | 第86条 | 第3の四の4 | ・利用者に関する記録 |
| 設等への入居 | | | (20) | |
| 事故発生時の対応 | ・ 事故が発生した場合の対応方法は定まっているか | 第3条の38 | 第3の一の4 | ・事故対応マニュアル |
| | ・ 市町村、家族、介護支援事業者等に報告しているか | | (30) | ・市町村、家族、介護支援事業者 |
| | ・ 事故状況、対応経過が記録されているか | | | 等への報告記録 |
| | ・ 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか | | | ・ヒヤリハットの記録 |
| | ・ 再発防止のための取組を行っているか | | | ・再発防止策の検討の記録 |
| 虐待の防止(※) | ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者に周知しているか | 第3条の38の2 | 第3の一の4 | ・委員会の開催記録 |
| | ・ 虐待の防止の指針を整備しているか | | (31) | ・虐待の防止の指針 |
| | ・ 従業者に対して虐待の防止の研修を定期的に実施しているか | | | ・研修計画、実施記録 |
| | ・ 上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか | | | ・担当者を設置したことが分かる |
| | | | | 文書 |
| 会計の区分 | ・ 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分 | 第3条の39 | 第3の一の4 | ・会計関係書類 |
| | しているか | | (32) | |
| 記録の整備 | ・ 従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか | 第87条 | 第3の二の二 | ・従業者、設備、備品及び会計に |
| | ・ 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間 | | の 3 (13) | 関する記録等 |
| | 保存しているか | | | ・サービス提供の記録等 |
| | (1) 居宅サービス計画 | | | |
| | (2) 小規模多機能型居宅介護計画書 | | | |
| | (3) 提供したサービスの記録 | | | |
| | (4) 身体的拘束等に係る記録 | | | |
| | (5) 西東京市への通知に係る記録 | | | |
| | (6) 苦情の内容等の記録 | | | |
| | (7) 事故の発生状況及び処置についての記録 | | | |
| | (8) 運営推進会議の記録 | | | |

(※) は令和6年3月31日までの間は努力義務

(注) 本文中の表記については、以下のとおり略しています

基準:指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)

解釈通知:指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について (平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)

平11省令38: 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)

平12老企54:通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号)

| Ⅱ 介護給付 | 寸費の算定及び取扱 | ξίν | | | |
|-----------|---------------------------------------|--|--------------------------|---------|---|
| | | 確認項目 | 基準 | 解釈通知 | 確認書類等 |
| 1 1901411 | 小規模多機能型居宅介 護費 | 指定小規模多機能型居宅介護事業に要する費用の額は、基準別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」 「4 小規模多機能型居宅介護費」により算定 別表4のイ(1)については、事業所の登録者(事業所と同一建物に居住する登録者を除く)について、登録者の 要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につき算定 別表4のイ(2)については、事業所と同一建物に居住する登録者について、登録者の要介護状態区分に応じて、 登録している期間1月につき算定 | 別表4のイ 注1、注2、 注5、注6 | 第2の5(1) | 【共通して確認する書類】 ・介護給付費明細書 ・介護給付費算定に係る体制等は関する届出書控 ・勤務実績表/タイムカード ・従業者の勤務体制及び勤務形態 |
| | 短期利用居宅介護費 | 別表4の口については、別に厚生労働大臣が定める基準(平27告95・54)に適合するものとして西東京市長に届け出た事業所において、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に、算定 | 別表4の口 注3 | 第2の5(2) | 一覧表 ・居宅サービス計画 |
| 2 減算 | 定員超過利用減算 | 70/100で算定 解釈通知第2の1の(6)及び通所介護費等の算定方法(平12告27・7)により算定 | 別表4のイ、ロ 注1、注2、注 3 | | ・小規模多機能型居宅介護計画 ・サービス提供記録 ・業務日誌 |
| | 人員基準欠如減算 | 70/100で算定 解釈通知第2の1の(8)及び通所介護費等の算定方法(平12告27・7)により算定 | 別表4のイ、ロ 注1、注2、注 3 | . , , | ・送迎記録 ・その他、各加算・減算に関わる 書類等 |
| | 過少サービスに対する 減算 | 70/100で算定 事業所が提供する通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者 (短期利用居宅介護費を算定する者を除く)1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合 | 別表4のイ注4 | 第2の5(3) | |
| 3 加算 | 特別地域小規模多機能 型居宅介護加算 | 15/100 別表 4 のイについて、別に厚生労働大臣が定める地域(平24告120)に所在する事業所の従業者が指定小規模多 機能型居宅介護を行った場合に、1 月につき加算 | 別表4のイ注7 | 第2の5(4) | |
| | 中山間地域等における 小規模事業所の評価 | 10/100 別に厚生労働大臣が定める地域(平21告83・1)に所在する事業所の従業者が指定小規模多機能型居宅介護を 行った場合に、別表4のイについては1月につき、別表4の口については1日につき加算 | 別表4のイ、ロ 注8 | 第2の5(5) | |
| | 中山間地域等に居住す る者にサービスを提供 した事業所への評価 | 5/100 別表4のイについて、事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域(平21告83・2)に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に、1月につき加算 | 別表4のイ注9 | 第2の5(6) | |
| | 初期加算 | 30単位 別表4のイについては、事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、1日につき加算 30日を超える病院又は診療所への入院後に指定小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も同様 | 別表4のハ | _ | |
| | 認知症加算 | (1) 認知症加算(I) 800単位 (2) 認知症加算(II) 500単位 別表4のイについては、別に厚生労働大臣が定める登録者(平27告94・38)に対して指定小規模多機能型居宅 介護を行った場合に、1月につき加算 | 別表4の二 | 第2の5(7) | |

8 / 11 ページ 小規模多機能型居宅介護

| 3 加算 | 認知症行動・心理症状 | 200単位 | 別表4のホ | 第2の5(8) |
|------|------------|--|-------|----------|
| | 緊急対応加算 | 別表4の口について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に | | |
| | | 指定小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を | | |
| | | 行った場合に、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき加算 | | |
| | 若年性認知症利用者受 | 800単位 | 別表4のへ | 第2の5(9) |
| | 入加算 | 別表 4 のイについて、別に厚生労働大臣が定める基準(平27告95・18)に適合しているものとして西東京市長 | | |
| | | に届け出た事業所において、若年性認知症利用者に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき | | |
| | | 加算 | | |
| | | ただし、認知症加算を算定している場合は、算定しない | | |
| | 看護職員配置加算 | (1) 看護職員配置加算(I) 900単位 | 別表4のト | _ |
| | | (2) 看護職員配置加算(Ⅱ) 700単位 | | |
| | | (3) 看護職員配置加算(Ⅲ) 480単位 | | |
| | | 別表 4 のイについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平27告96・29)に適合しているものとして西東 | | |
| | | 京市長に届け出た事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1月につき加算 | | |
| | | ただし、いずれか一つを算定する | | |
| | 看取り連携体制加算 | 64単位 | 別表4のチ | 第2の5(10) |
| | | 別表 4 のイについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平27告96・30)に適合しているものとして西東 | | |
| | | 京市長に届け出た事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者(平27告94・39)につい | | |
| | | て看取り期におけるサービス提供を行った場合は、死亡日及び死亡日以前30日以下について1日につき、死亡 | | |
| | | 月に加算 | | |
| | | ただし、看護職員配置加算(I)を算定していない場合は、算定しない | | |
| | 訪問体制強化加算 | 1,000単位 | 別表4のリ | 第2の5(11) |
| | | 別表 4 のイについては、別に厚生労働大臣が定める基準(平27告95・55)に適合しているものとして西東京市 | | |
| | | 長に届け出た事業所が、登録者の居宅における生活を継続するための指定小規模多機能型居宅介護の提供体制を | | |
| | | 強化した場合は、1月につき加算 | | |
| | 総合マネジメント体制 | 1,000単位 | 別表4のヌ | 第2の5(12) |
| | 強化加算 | 別表 4 のイについては、別に厚生労働大臣が定める基準(平27告95・56)に適合しているものとして西東京市 | | |
| | | 長に届け出た事業所が、指定小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、1月につき加算 | | |

| 生活機能向上連携加 | [(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位 | 別表4のル | 第2の5(14) |] |
|-----------|--|-------|----------|-----------------|
| | (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位 | 注1、注2 | | |
| | (1)について、介護支援専門員が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又 | | | |
| | はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基 | | | |
| | づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該小規模多機能型居宅介護計画に | | | |
| | 基づく指定小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定小規模多機能型居宅介護が行われた日の属 | | | |
| | する月に、加算 | | | |
| | (2)について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又は | | | |
| | リハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問 | | | |
| | リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に介護支援専 | - | | |
| | 門員が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を | | | |
| | 共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合であって、当該 | | | |
| | 医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定小規模 | | | |
| | 多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月以降3月の | , | | |
| | 間、1月につき加算 | | | |
| | ただし、(1)を算定している場合は、算定しない | | | |
| 口腔・栄養スクリー | 二 20単位 | 別表4のヲ | 第2の5(13) | ・口腔・栄養スクリーニングの記 |
| ング加算 | 別表 4 のイについて、別に厚生労働大臣が定める基準(平27告95・42の6)に適合する事業所の従業者が、利 | | | 録等 |
| | 用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行っ | | | |
| | た場合に、1回につき加算 | | | |
| | ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっ | | | |
| | ては算定しない | | | |
| 科学的介護推進体制 | 如 40単位 | 別表4のワ | 第2の5(15) | |
| 算 | 次の①及び②の基準に適合しているものとして西東京市長に届け出た事業所が、利用者に対し指定小規模多機能 | | | |
| | 型居宅介護を行った場合に、1月につき加算 | | | |
| | ① 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な | | | |
| | 情報を、厚生労働省に提出していること | | | |
| | ② 必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっ | | | |
| | て、①に規定する情報その他指定小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を | | | |
| | 活用していること | | | |

| 3 加算 | サービス提供体制強化 | (1) 別表 4 のイを算定している場合 | 別表4のカ | 第2の5(16) | |
|------|------------|--|-------|----------|-----------------|
| | 加算 | (-) サービス提供体制強化加算(I) 750単位 | | | |
| | | (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 640単位 | | | |
| | | ⑸ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 350単位 | | | |
| | | (2) 別表4の口を算定している場合 | | | |
| | | (-) サービス提供体制強化加算(I) 25単位 | | | |
| | | 仁)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 21単位 | | | |
| | | ⑸ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 12単位 | | | |
| | | 別に厚生労働大臣が定める基準(平27告95・57)に適合しているものとして西東京市長に届け出た事業所が、 | | | |
| | | 登録者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に、イについては1月につき、口については1日につ | | | |
| | | き、加算 | | | |
| | | ただし、いずれか一つを算定する | | | |
| | 介護職員処遇改善加算 | (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからカまでにより算定した単位数の102/1000 | 別表4のヨ | 第2の5(17) | ·介護職員処遇改善加算改善計画 |
| | | (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからカまでにより算定した単位数の74/1000 | | | 書 |
| | | (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからカまでにより算定した単位数の41/1000 | | | |
| | | 別に厚生労働大臣が定める基準(平27告95・58)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているもの | | | |
| | | として西東京市長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に、令和6年 | | | |
| | | 3月31日までの間、加算 | | | |
| | | ただし、いずれか一つを算定する | | | |
| | 介護職員等特定処遇改 | (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからカまでにより算定した単位数の15/1000 | 別表4のタ | 第2の5(18) | ·介護職員等特定処遇改善加算計 |
| | 善加算 | (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからカまでにより算定した単位数の12/1000 | | | 画書 |
| | | 別に厚生労働大臣が定める基準(平27告95・58の2)に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施してい | | | |
| | | るものとして西東京市長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に、加 | | | |
| | | 算 | | | |
| | | ただし、いずれか一つを算定する | | | |
| | 介護職員等ベースアッ | イからカまでにより算定した単位数の17/1000 | 別表4のレ | 第2の5(19) | ・介護職員等ベースアップ等支援 |
| | プ等支援加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準(平27告95・58の3)に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施してい | | | 計画書 |
| | | るものとして西東京市長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に、加 | | | |
| | | 算 | | | |

(注) 本文中の表記については、以下のとおり略しています

基準:指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)

解釈通知:指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号)

平12告27:厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年2月10日厚生省告示第27号)

平21告83:厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)

平27告94:厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)

平27告95:厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)

平27告96:厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)